

令和3年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第8号）

令和3年3月18日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 追加議案の取扱いについて
（議会運営委員長報告、質疑、採決）
- 日程第 2 議案第19号 那須塩原市手話言語条例の制定について
議案第20号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第21号 那須塩原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議案第22号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第23号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第24号 那須塩原市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議案第25号 那須塩原市財政状況の公表に関する条例の一部改正について
議案第26号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第27号 那須塩原市公民館条例の一部改正について
議案第28号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
議案第29号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について
議案第30号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正について
議案第31号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について
議案第32号 契約の変更について
議案第34号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について
議案第35号 那須塩原駅周辺まちづくりビジョンについて
議案第36号 那須塩原市国土強靱化地域計画について
議案第37号 第6期那須塩原市障害福祉計画及び第2期那須塩原市障害児福祉計画について
議案第38号 第8期那須塩原市高齢者福祉計画について
議案第39号 那須塩原市森林整備計画について
議案第40号 那須塩原市観光マスタープランについて
議案第41号 第2期那須塩原市下水道中期ビジョンについて
- 陳情第 1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算
議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
議案第12号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 1 3 号 令和 3 年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第 1 4 号 令和 3 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第 1 5 号 令和 3 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第 1 6 号 令和 3 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算
議案第 1 7 号 令和 3 年度那須塩原市水道事業会計予算
議案第 1 8 号 令和 3 年度那須塩原市下水道事業会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第 4 3 号 那須塩原市国民健康保険税条例等の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第 4 2 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 1 2 号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第 4 4 号 契約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 発議第 7 号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 発議第 8 号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 9 号 那須塩原市議会取組実行計画について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 0 発議第 1 0 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 1 常任委員会の活動報告について
(報告)
- 日程第 1 2 特別委員会の活動報告について
(報告)

出席議員（26名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
25番	山 本 はるひ	議員	26番	中 村 芳 隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	渡 邊 和 明
副 市 長	亀 井 雄	教 育 長	月 井 祐 二
企 画 部 長	小 出 浩 美	総 務 部 長	石 塚 昌 章
総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫	財 政 課 長	村 松 一 紀
市民生活部長	鹿 野 伸 二	気 候 変 動 対 策 局 長	黄 木 伸 一
保健福祉部長	田 代 正 行	子 ども 未 来 部 長	後 藤 修
産業観光部長	富 山 芳 男	建 設 部 長	大 木 基
上下水道部長	磯 真	教 育 部 長	小 泉 聖 一
会 計 管 理 者	高 久 幸 代	選 管 ・ 監 査 ・ 固 定 資 産 評 価 委 員 会 事 務 局 長	板 橋 信 行
農 業 委 員 会 会 長	田 代 宰 士	西 那 須 野 支 所 長	久 留 生 利 美
塩 原 支 所 長	八 木 沢 信 憲		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（吉成伸一議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎追加議案の取扱いについて

- 議長（吉成伸一議員） 初めに、日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

3月8日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

- 議会運営委員長（相馬 剛議員） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案を協議するため、去る3月8日月曜日午後1時より、議員控室において、委員8名、正副議長、市長以下執行部関係者出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会に提出される追加案件は、市長提案案件として条例案件1件がございます。

その取り扱いについて、議案第43号 那須塩原市国民健康保険税条例等の一部改正については、本日上程し、即決扱いといたします。

以上が、議会運営委員会における審査の結果で

ございます。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

- 議長（吉成伸一議員） 報告が終わりました。
ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

- 議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取扱いについては、議会運営委員長報告のとおりといたします。

◎議案第19号～議案第32号及び
議案第34号～議案第41号
並びに陳情第1号の各常任委員
長報告、質疑、討論、採決

- 議長（吉成伸一議員） 日程第2、議案第19号から議案第32号まで及び議案第34号から議案第41号までの条例案件、計画案件及びその他の案件合わせて22件並びに陳情第1号についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案22件、陳情1件については、関係常任委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、
おはようございます。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和3年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件6件、広域行政事務組合規約の変更案件1件、計画案件2件及び新たに受理された陳情1件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月9日、10日の2日間、議員控室及び議場において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、固定資産評価審査委員会所管の議案第20号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第20号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第21号 那須塩原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第21号 那須塩原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 那須塩原市職員の勤務時間、

休日及び休暇に関する条例の一部改正について、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第22号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第23号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 那須塩原市職員等の旅費に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、条例の一部改正による対象になる職員数はとの質疑があり、執行部からは、直ちに対象になるのは、国に出向する者が2名、戻る者が2名の計4名との答弁がありました。

審査の結果、議案第24号 那須塩原市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部財政課所管の議案第25号 那須塩原市財政状況の公表に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第25号 那須塩原市財政状況の公表に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、企画部企画政策課所管の議案第34号

那須地区広域行政事務組合規約の変更について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第34号 那須地区広域行政事務組合規約の変更については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、企画部那須塩原駅周辺整備室所管の議案第35号 那須塩原駅周辺まちづくりビジョンについて申し上げます。

委員からは、イラストを牛に統一しなかった理由はとの質疑があり、執行部からは、バリエーションを増やし、子供たちにたくさん楽しく見てもらいたいという思いから本デザインを採用したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第35号 那須塩原駅周辺まちづくりビジョンについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第36号 那須塩原市国土強靱化地域計画について申し上げます。

委員から、本計画に本市特有なものはあるのかとの質疑があり、執行部からは、リスクシナリオを回避するために必要な9つの施策分野のうち、産業・観光と農業・酪農・林業に特化しているの
で別立てしたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第36号 那須塩原市国土強靱化地域計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

委員から、トンネル工事において発生するじん肺被害は多くのトンネル労働者に発生しており、公共工事によって生み出されているということから、早急に解決しなければならない重要な課題で

あり、以前にじん肺根絶を求めてトンネルじん肺防止対策に関する合意書が締結され、全ての和解解決がなされた経緯がある。よって、国におかれては合意書に基づき、陳情書にあるようにトンネルじん肺の根絶を求めるための対策を速やかにするべきと考えるとの意見があり、審査の結果、陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情については、全員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

8番、齊藤誠之議員。

〔福祉教育常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和3年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件4件、計画案件2件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月9日から11日までの3日間、303会議室、議員控室、議場において、9日は委員全員、10日及び11日は委員8名出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部社会福祉課所管の議案第19号 那須塩原市手話言語条例の制定について申し上げます。

委員から、この条例が制定されると市の対応はどのように変化するかとの質疑があり、執行部からは、手話に対する理解を深めることが重要であると考えているので、手話や聾者についてのパンフレットを作成する。そのパンフレットを、市役所のみではなく医療機関などの関係機関にも配置し、市民への周知を広く行っていくとの答弁がありました。

審査の結果、議案第19号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、保健福祉部国保年金課所管の議案第26号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

委員から、基礎課税額の上限を7万円引上げることに至った背景などを伺うとの質疑があり、執行部からは、令和2年12月に、栃木県保健福祉部国保医療課から、地方税法施行令に定める額との差が大きいことから引上げについて検討をお願いする旨の助言があったことが大きなきっかけであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第26号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、教育委員会事務局教育部生涯学習課所管の議案第27号 那須塩原市公民館条例の一部改正について申し上げます。

委員から、議案に関わる質疑等はなく、審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第28号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について申し上げます。

委員から、介護保険料の段階を細分化した経緯はとの質疑があり、執行部からは、令和2年度の税制改正がきっかけであり、その目的は、段階を細分化することにより急激な負担増とならないよ

う配慮するためであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第28号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、保健福祉部社会福祉課所管の議案第37号 第6期那須塩原市障害福祉計画及び第2期那須塩原市障害児福祉計画について申し上げます。

委員から、障害者相談支援センターなどの複数ある相談窓口を知らない方が5割いると計画書にはあるが、支援体制の周知の部分について具体的な方法を考えているのか伺うとの質疑があり、執行部からは、現在、福祉サービスに関するパンフレットの改定作業を行っており、今年度中に完成させ、配布する予定である。これを機会に、民生委員の協力を仰ぐなどしながら、様々な場所で周知を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第37号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第38号 第8期那須塩原市高齢者福祉計画について申し上げます。

委員から、介護現場の人材の確保について、具体的にどのような取組みをする予定なのかとの質疑があり、執行部からは、人材の確保については、地域・医療・介護総合確保事業として介護入門研修を今年度から始めている。今年度の研修には20人の受講者がいた。今後もこのような研修を行い、人材の確保に努めていくとの答弁がありました。

また、議員間討議中に、委員から、この計画の基となっているアンケート調査の実施時期が令和2年3月ということだが、この1年間で社会情勢は大きく変化した。例えば、1年後にまた同じような調査をしたら全く異なる結果が出るのではないか。この計画の期間中にぜひ再調査をし、必要に応じて計画の見直し、変更をしていただきたい

との意見が出されました。

審査の結果、議案第38号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

9番、星宏子議員。

[建設経済常任委員長 星 宏子議員登壇]

○建設経済常任委員長（星 宏子議員） おはようございます。

建設経済常任委員会の審査の経過と結果について、御報告をいたします。

令和3年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件3件、契約の変更案件1件、計画案件3件の合計7件であります。

これらの案件を審査するため、3月9日から11日まで、議場、303会議室及び議員控室において、9日及び11日は委員全員出席、10日は委員7名が出席し、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、産業観光部商工観光課所管の議案第30号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正について申し上げます。

委員から、食堂及びマッサージについて使用料を定める条例の一部改正とのことだが、使用料や運営方法に変更はあるのかとの質疑があり、執行部から、今回の一部改正は使用料や運営方法の変更はなく、例規上の文言の改正であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第30号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部管理課所管の議案第31号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

委員から、条例を改正する理由はとの質疑があり、執行部からは、今回の改正は、給水装置工事の施工に対し無資格、無断で工事を行った者への罰則等を定めるためである。無資格の業者や無断で行われる工事が毎年数件あり、これをなくすため、該当者は5万円以下の過料に処することとしているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第31号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、建設部道路課所管の議案第32号 契約の変更について申し上げます。

委員から、市道豊浦佐野線、佐野開墾踏切道拡幅工事における業務委託の2回目の変更契約として3,218万6,636円減額となるとのことだが、変更となった理由はとの質疑があり、執行部からは、東日本旅客鉄道株式会社からは、不測の事態に対応する分としてあらかじめ多めに工事費を積算しているが、通行止めの期間の短縮による誘導員の減額が大きいと説明を受けているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第32号 契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、産業観光部農林整備課所管の議案第39号 那須塩原市森林整備計画について申し上げます。

委員から、計画の中に記載のある森林経営管理制度の内容はとの質疑があり、執行部からは、昨

年度できた新しい制度で、個人が持っている手つかずの山林を、森林環境譲与税を活用して市が間伐等の適正な管理ができる制度であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第39号 那須塩原市森林整備計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、産業観光部商工観光課所管の議案第40号 那須塩原市観光マスタープランについて申し上げます。

委員から、計画書中に責任ある観光、レスポンシブル・ツーリズムの記載があるが、コロナ禍において観光客が減少している中、どのように進めていく考えなのかとの質疑があり、執行部からは、コロナ禍における観光は、事業所、観光者、市民の方たちの合意形成が必要であると考えている。その中で信頼、安心安全、ウエルネスツーリズム、そして責任をキーワードに掲げこうした分野の施策を進めていくが、事業所も観光客も感染対策を徹底し、その費用の負担をお願いするという施策であり、早期に取り組んでいく考えであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、計画書中に、那須塩原市観光局を中心としたマーケティング戦略立案及び推進と記載されているが、観光局が担うのかとの質疑があり、執行部から、観光局だけでは困難な部分もあるので、来年度の予定としては旅行会社など専門家の方を呼んで取り組むことを検討しているとの答弁がありました。

議員間討議では、ターゲットが曖昧なのでポイントを絞ったマスタープランを組み立てて実行していくべきだという意見がありました。

審査の結果、議案第40号 那須塩原市観光マスタープランについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、上下水道部管理課所管の議案第41号 第2期那須塩原市下水道中期ビジョンについて申し上げます。

委員から、下水道財政の収益的収支の見通しについて、使用料収入が徐々に増加する見通しとなっているが、その理由はとの質疑があり、執行部からは、平成30年度から下水道使用料の改定を行っており、現在、負担軽減措置を行っている。今年4月から負担軽減率が75%から50%に下がり、その後、順次軽減率が下がるため使用料が上がっていくと想定しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第41号 第2期那須塩原市下水道中期ビジョンについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、産業観光部商工観光課所管の議案第29号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正については、委員から質疑等はなく、審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第19号から議案第32号まで及び議案第34号から議案第41号までの条例案件、計画案件及びそ

他の案件22件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの22件について、各常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第19号から議案第32号まで及び議案第34号から議案第41号までの22件について、各常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第32号まで及び議案第34号から議案第41号までの条例案件、計画案件及びその他の案件22件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

陳情第1号について、討論通告者に対し討論を許します。

21番、齋藤寿一議員。

〔21番 齋藤寿一議員登壇〕

○21番（齋藤寿一議員） 陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。

陳情内容を見ますと、じん肺は一度罹患すると肺が侵され、常にせきやたん悩まされ、気管支炎や結核、肺がんなど併発し、最後には呼吸困難の苦しみの中、死に至る病気であり、現在においてもトンネル建設工事や鉱山、石材の切り出し場、造船所やガラス工場などの多数の現場からじん肺が多く発生していること、改正じん肺法が施行されてから、昭和58年から令和元年までの間で療養に専念する必要がある最重症患者が発生し続けていること、重大なことに公共事業工事であるトンネル建設現場から今もじん肺が発生し続けており、歯止めがかかっていないこと。

意見書においては、国は2007年6月に調印したトンネルじん肺防止対策に関する合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること、また、じん肺に罹患したトンネル労働者に対する補償基金制度を創設することでありませぬ。

じん肺根絶を求めて、トンネルじん肺被害者団体が国を提訴していた訴訟は、2007年6月にトンネルじん肺防止対策に関する合意書が締結され、これに基づき全ての訴訟について和解が成立されました。

締結された合意書においては、国によるトンネル建設におけるじん肺対策の強化や労働安全衛生対策を推進する任務を踏まえたじん肺対策の実施など、具体的な処置が示されていることによつて、国におかれては合意書に基づきトンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行されるよう強く要望します。

ちなみに、この陳情の議会意見書採択の状況は、県議会においては47都道府県全てにおいて採択されており、また市町村議会においても753議会において採択されております。また、国会議員の賛同状況も、2021年2月3日現在において706名中591名の議員が賛同しております。

よつて、陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第1号について、総務企画常任委員長報告は採択すべきものであります。

これより、電子採決システムで採決いたします。

陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は

賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

◇

◎議案第10号～議案第18号の
予算常任委員長報告、質疑、討
論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第3、議案第10号から議案第18号までの当初予算案件9件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、佐藤一則議員。

〔予算常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○予算常任委員長（佐藤一則議員） 予算常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和3年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第10号から議案第18号までの令和3年度当初予算案件9件であります。

これらの案件を審査するため、3月17日、議場において委員全員出席の下、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査の経過と結果について申し

上げます。

初めに、議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

討論において、委員から、市の保育士は64%が会計年度任用職員であり、再任用を繰り返す職員がほとんどである。希望する保育士は正規職員として採用すべきであり、会計年度任用職員に依存した状況は異常であり、保育の質の確保の面からも重大な問題であるため認められないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第10号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、保険料を滞納し、保険証を取り上げられ診療額を全額支払わなければならない問題がある。コロナ禍での96世帯の保険証の取り上げを直ちにやめ、高過ぎて払いきれない保険税を引き下げ、市民全ての世帯に保険証が届く持続可能なまちづくりを行うべきであるとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第11号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

討論では、委員から、深刻な入所待機者が解消されずサービスが狭められている問題がある。国が介護老人福祉施設等の入所基準を要介護3以上

に制限した後でも、本市の入居待機者は昨年より36人増え234人となっている。多くの入居待機者は在宅療養を強いられ、入所の日を待たなくてはならない。保険料をきちんと支払って入所が認定されながら、施設整備が不足し入所することができず生涯を閉じなくてはならない事態は許されない。国と市は、保険加入者が安心して介護保険を利用できるよう早急に施設を整備すべきである。入所希望者に在宅を強いる介護予算に反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第13号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計予算から議案第16号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算までの特別会計予算3件について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和3年度那須塩原市水道事業会計予算及び議案第18号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計予算の企業会計2件について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。19番、日本共産党の高久好一です。

議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を行います。

市は、予算編成のキーワードを「時代の変革に対応した持続可能なまちづくり」とし、引き続き安定したサービスを提供する一方、ポストコロナ時代の到来を見据えた施策を推進し、市民が安全に安心して安定した生活を送るための予算として、令和3年度一般会計当初予算を前年度比1.01%、5億円減の歳入歳出総額を490億円としました。

今回の予算で評価できる主なものは、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、引き続き1世帯5人まで1,000円の検査などを継続して行う対応を取ったことです。

反対する第1の理由は、3款民生費の会計年度任用職員給与費7億4,627万3,000円の中に、保育士等として子育て支援課、保育課分1億9,662万2,000円を計上しています。国による臨時職員の雇用形態が変わり、市の会計年度任用職員は総務の担当としています。

市は、保育士が募集をかけても集まらず、正規職員の採用は1人と報告しています。去年は2人でした。不足する保育士は、潜在保育士の掘り起こしと資格を持たない保育助手に頼る計画に、市の保育行政の今後は質の確保ができるのか危惧されています。

市の保育士の64%が臨時職員としてきましたが、再任用を繰り返す職員がほとんどです。1人7時間45分の勤務と換算しての数字であり、実態は70%を超えます。栃木県は、平均53%が臨時職員と公表されており、市は処遇改善を急がなくてはなりません。

市は、保育士の多様な働き方に応えた勤務を強調してきましたが、職員のほとんどが1年ごとに再任用を繰り返しており、希望する人は本採用をして安心して職務に励めるようにすべきです。

本市の保育士の配置と処遇は、名前が変わっても任期職員に依存した異常な状態が継続しており、保育の質の確保の面からも重大な問題です。認められません。

募集をかけても集まらない保育士不足は、保育所増設が増えない要因と、再び増えつつある入所待機児童の解消に向けた取組にも大きな影響を与えます。入所待機児は8人と増え、入園待ち、いわゆる隠れ待機児童は124人と再び増加の傾向を示しています。

市の公立保育園の在り方は、民間の認定こども園などの在り方にも大きな影響を与えます。国の圧力に押され、これ以上民営化を進めるべきではなく、市民のニーズに応えるべきです。

市は、さらに保育園の民営化を進める考えですが、民営化を求めない決議をしている東那須野保育園があり、その保護者は過半数の状態にあるとの答弁が平成31年3月議会にありました。保護者の声をしっかり把握した上での、民営化ありきではなく適切な対応を進めるべきです。

国は、自治体が関与できない企業主導型保育などを柱にしたなりふり構わぬ待機児童対策を進めていますが、市は保護者の近くの保育園で公立保育園で育てたいという市民の願いに沿った保育への努力を重ねるべきです。

反対する第2の理由は、14款2項1目総務手数料に個人番号カード再交付手数料に5万円の計上があります。カードの初回の交付は無料ですが、再交付には1枚500円がかかります。

私は、今年は12日に市役所で確定申告を行いました。カードがなくても今までどおり税金の申告も貯金もできるはずですが、市役所で納税の申告を受け付けると、一番先にマイナンバーを求められます。取得していないと応えたと、今度は通知カードの番号が同じですからとも求められます。多くの市民は、マイナンバーを取得するか通知カードを取りに家に戻って調べてくるかを迫られているようです。

本人と証明するものはないのではといい、免許証や保険証は私が話すまで口にしませんでした。市民にもっと適切な対応ができるよう教育することが必要です。

財務省や国税庁も、カードがないからといって不利益を被ることはない国会では答弁しています。マイナンバー制度の出発点は、財界の求める真に支援が必要な者とそうでない者を選別するものです。

令和3年度は、マイナンバーカードと国民健康保険証の共通化で、国保は4,320万9,000円、後期高齢者医療では835万3,000円、介護では1,298万5,000円の合計6,454万7,000円が計上されています。

マイナンバーが始まって7年たっていますが、本市のカード発行は2万6,818枚で22.8%の交付率です。一方で、その1割が交付は申請したけれども、交付申請したけれども、権利を放棄して受取りに来ない人がいます。全国では、3月4日時点で3,369万人となり、交付率は26.5%という状況です。

国は、初動対策に3億円もの巨費を投じながら、

メリットを感じる人はありません。

昨年、全国民に支給された10万円の特別給付金では、国がマイナンバーによる迅速な受給を大宣伝しましたが、トラブルが続発し、受理が判断できず多くの国民は書面で申請し直しました。本市では、受給対象が5万700件に対し、マイナンバーでの申請を行ったのは700件の1.38%だけでした。全国の多くの自治体は、マイナンバーでの申請を中止して手続による申請でやり直しました。マイナンバーによる申請は仕事を増やし、ほとんど役に立たなかったという実績を残しました。

マイナンバーの前のシステムだった住基ネットは、本市も廃止に向けた予算を計上し、現在、後始末が行われています。全国で最後まで導入を見送った矢祭町が導入して、間もなく住基ネットは国から廃止が告げられ、国と自治体が進めた大きな無駄遣いは終わりを迎えました。

マイナンバーの個人番号制度は、取得は自由と説明して開始し、市民の大切な個人情報や財産の漏えいの危険にさらし、普及が進まないからといって今度は全ての公務員に取得を強制し、国の言いなりに市職員や任期付職員の全てにカードの取得を押しつける予算は反対します。

EUや北欧にはプロファイリングされない権利が明記されていますが、日本の個人情報保護法にはなぜかすっぽり抜け落ちています。

議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

〔23番 金子哲也議員登壇〕

○23番（金子哲也議員） 23番、金子哲也です。

令和3年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度は、まだまだ新型コロナウイルスによる対策に追われ緊迫した状況の下に、前年度

495億に対して490億というほぼ同額に近い堂々たる予算であることに力強さを感じているところがあります。

さて、私の本日の討論の狙いは、議会費におけるWi-Fi通信やタブレット通信などIT関係予算が約400万円、総務費における行政情報システム管理費の2億4,600万円、また教育費における教職員ネットワークシステムWi-Fi通信など1億1,700万円、そして小中学校ICT事業費の中のタブレット端末、電子黒板、インターネット回線、オンライン学習ドリルなどの予算に1億9,800万円が載っております。

今日も、これから令和2年度の補正予算が審議されるわけですが、その中でも小中学校のICT事業費としてタブレット端末電源キャビネット導入として8,700万円が計上され、上程されております。

今や、4Gから5Gの時代に入って、電子機器の利用活用は加速化されて、世界中がその中に取り込まれて、どこまで進むのか計り知れないところがあります。

その一方で、電磁波に囲まれた学校生活、それから社会生活そのものが非常に危惧される状況になっております。

文科省がGIGAスクールを推奨する半面、多くの世界中の科学者たちが、あまりにも氾濫する電磁波に対して、たくさんのデータを示してその危険性を訴える論文が世界中で見られるようになりました。

その被害を例に取れば、不眠症、頭痛、疲労、不整脈、不妊症、耳鳴り、四肢のしびれ、麻痺、がん、糖尿病、永久的なDNA損傷不安、鬱、注意欠陥障害、注意欠陥多動症、発達障害ですね、自閉症、躁鬱、情緒不安定、認知症、そして極端なところでは奇形、白血病、自殺等も挙げられて

います。中でも、若い人たちの生殖機能の減退は、幾つもの症例によって未来に向けて若者に、また社会全体に危惧される大きな問題になっております。後で勉強不足だったとか、調査不足だったとか認識不足だったでは済まない状況になっております。

それらの問題を受けて、今や世界中でそれらの問題が解明されるまで5Gの一時停止や全面停止が国家または州とか自治体で実行されるようになっております。その例を述べますと、オランダ、イタリア、アメリカ、ベルギー、スイス、それからロシア、アイルランド、オーストラリア、イギリス、カナダ、フィンランドでも、それからギリシャ、ナイジェリア、フランス、スウェーデン、オーストリアなどなど何らかの制約や停止を行っております。

しかし、我が国においては、総務省も文科省も厚労省も環境庁もこれらの問題に気を留める様子は全く見当たりません。

それだけに、那須塩原市は全国に先んじてこれらの調査をしようではありませんか。もし子供たちに何か悪影響があったら取り返しがつかない問題であります。私のこの心配が間違っていることを本当に願うばかりです。

那須塩原市としては、これらのIT関係の予算が危険のないように実行されるために、何らかの調査をすべきであると思います。そして、少しでも電磁波放射線による被害を少なくするよう工夫をすることによって、子供たちが万が一の被害がないように保全することが、この一般会計予算の正しい使い方になると思われまます。

もう本当に少しか、少しかでもこの調査をしてみてください。GIGAスクールに真っ向から反対するわけではありませんけれども、市が、また教育委員会が特に子供たちに悪影響を残さな

いGIGAスクール予算の使い方をしていただくことを切にお願いして、賛成討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 12番、平山武議員。

〔12番 平山 武議員登壇〕

○12番（平山 武議員） 皆様、おはようございます。

議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

令和3年度那須塩原市一般会計予算は、将来に向けた道しるべにあたる第2次総合計画前期基本計画が5年目を迎えることから、これまで取り組んできた各施策の目標を再確認し、その達成に向け進捗状況や残された課題を的確に捉え、将来像の実現に向けて一段とスピーディーに施策を推進しようとしています。

渡辺市長は、就任以来、持続可能なまちづくりを市政運営上のコンセプトに上げ、本市を取り巻く行政課題の解決に取り組んでまいりました。

また、本年度は我が国のみならず現在においても世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の問題に対し、市民の生命、健康、地域経済を何としても守らなければならないという強い決意を持って、財源の確保や先手を打った様々な対策を講じてまいりました。

このような背景から、令和3年度においては事務事業推進のキーワードを「時代の変革に対応した持続可能なまちづくり」とし、1つ先を見据えた施策を計画的かつ効率的に実施することで、本市の着実な発展が期待できると考えます。

令和3年度一般会計予算の主な事業を見ますと、まだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防や感染拡大防止のための新型コロナウイルスワクチン予防接種事業や市民及び宿泊事業者、高齢者施設及び高齢者施設従事者などへのPCR検査事業、感染症対策取組認証制度事

業、小中学校の感染症対策事業、商店街振興支援、民間保育施設運営支援など多岐にわたる事業が計上されています。

その一方で、第2次那須塩原市総合計画の総仕上げとともに時代の変革に対応した事業として、地球規模での課題に取り組む気候変動対策関連の事業、一人一人の暮らしと生きがいを尊重し、地域を市民全員で一緒につくる社会を目指す共生社会推進支援事業、また子ども・子育て環境の充実を図るための民間保育施設の整備や放課後児童対策事業、小中義務教育学校の学力向上のための環境づくりの推進に向けたICTを活用した新たな学びの推進事業、さらには那須塩原駅周辺地区を県北の玄関口とするための持続可能なまちづくりビジョンや、海外経済の取り込みに目を向けた施策の展開を図る海外都市との連携などに関する事業が計上されています。

これらのことから、令和3年度一般会計予算は対前年比1%減の490億円とし、第2次那須塩原市総合計画に基づく将来像の実現に向け、従来からの事業と新たな事業、そして喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策事業が取り込まれてもなお健全化を念頭に置いた予算編成となっており、未来の那須塩原市の発展を見据え、力強く進めようとする時代の変革に対応した持続可能な予算であると考えられます。

「人がつながり新しい力が湧きあがるまち那須塩原」の実現に向け、円滑な市政運営に期待をしまして、令和3年度那須塩原市一般会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第10号については、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムによって採決いたし

ます。

議案第10号 令和3年度那須塩原市一般会計予算について、予算常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。会議の途中ですが、ここで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時22分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を行います。

本会計は、国民皆保険を支える国民健康保険運営を目的に設置したものです。令和3年度は、元年度の決算、2年度の医療給付状況、保険事業納付金等を分析し、適切な保険運営のため予算を計上するとしています。予算額は、2年度比3.9%減の歳入と歳出それぞれを122億3,940万3,000円としています。

また、3年度は、国民健康保険証とマイナンバー

一を共通化するための予算4,321万円が債務負担されてきた中から充当されています。自治体を使ってマイナンバーの活用による、市民へは医療費の抑制と、財界の求めに応え企業活動への医療情報の提供体制が国によって進められようとしています。

市町村の国保がこんなに市民に厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%まで引き下げてきたことにあります。栃木県の市や町の収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ県民への支援が少ないからです。国には、国庫負担を元に戻すよう、県には他県並みの支援を増やすよう要請し続ける必要があります。

国民健康保険の財政運営が県に移され、市や町の自由裁量部分が狭められ、インセンティブによって市や町を収納率で競わせる仕組みが強化されています。

反対する理由の第1は、歳出2款に保険給付費の84億4,921万7,000円が計上されています。保険料を滞納し、保険証を取り上げられ、診療費全額を窓口で支払わなければならない給付が受けられなくなる問題があります。

厚労省の2018年の県内市町別国保滞納率等の速報値が公表されています。それによると、資格証の発行数は全国ワースト1位が10年間も続き、2位となった栃木県です。

那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、このコロナ禍の下でも96世帯、令和3年3月1日現在の保険証の取り上げを直ちにやめ、市民に医療費全額の負担を強いる過酷な制裁で市民に納付を迫るのではなく、高過ぎて払い切れない保険料を引き下げ、市民の全ての世帯に保険証が届く、こうしたところにこそ持続可能なまちづくりを行うべきです。

令和3年度保険税額の24億893万9,000円の収納率を上げるためにも、市民の暮らしの実態に沿った国保税に引下げ、土日の納税相談をさらに強めるべきです。市民に過酷な負担を強いる保険証の取上げを続ける予算には反対します。

栃木県が市や町に示す国保納付金は、試算額や決定額を示します。市や、町はそれを受け5月頃までに市民に決定した税額を通知、徴収します。しかし、保険税額をどう決定するかは市や町の独自の判断とされています。

国保は都道府県化され、保険料の値上げへの圧力が強まっています。しかし、国や県の言いなりでは、市民の健康と命は守れません。栃木県内では、取上げを行っていない自治体はゼロになってしまいましたが、埼玉県や横浜市など全国の3分の1以上に当たる自治体は、保険証の取り上げは行っておりません。

人口375万の横浜市も、3年前から納付対策に手が回り切らず、結果として機械的な取扱いを行ってきてしまったという担当者の反省と市民団体からの要請、厚労省の国会答弁や市議会での答弁に沿って、保険証の取上げは2015年8月に被保険者証返還請求及び被保険者資格証交付事務取扱要領を改正し、資格証の発行を見直し、その結果、2016年10月には保険証の取上げをゼロとします。

また、正規の保険証より短い短期証についても、2019年6月に短期保険証交付事務取扱要領を改正し、短期証を発行するから発行できると変え、行政側が悪質滞納者と証明できない限り短期証の発行は行わないと要領を変えました。そして、2015年2月、5万9,601世帯あった短期証は2019年8月にはゼロとすることができました。

全日本民主医療連合会などの調べでは、経済的理由から保険証がなく、診療の遅れなどにより死亡に至る事例は全国で毎年70人前後とされています。

す。この数字は、今の政府がこの調査を行おうとしないため、氷山の一角でしかありません。こうした死亡に至る事例は、当事者個人の努力では解決することができない、貧困など社会的につくり出された早過ぎる死は、セーフティーネットからこぼれ落ちている実態を国が責任を持って明らかにし、至急なくさなければならぬもので、国連のSDGsの精神からも見逃せません。

反対する第2の理由は、5款財政調整基金の問題です。基金の利子積立金25万4,000円の計上もあります。今議会の答弁でも、22億9,600万円の市民から預かった財産である基金は、3年度決算見込額で利子分が積み増しされ22億9,906万円となります。

市は、緊急時と将来の財政不足に備えるとしていますが、市民から預かっている加入者1人当たり8万円を超える財政調整基金の活用計画を市民に明らかにし、納付に苦しむ市民の保険料を引き下げ、市民に戻すのが道理です。

数年間続いた基金を小さく見せるための予算操作はなくなりました。余った予算の半分以上を積み立てるという財政調整基金の規定から見れば、本市は市民サービスが不足しているか保険料の取り過ぎかのどちらかになります。市にこうした指摘を行うことこそ、市議会議員に課せられた第一の任務と認識しています。

市民に、基金の計画的な活用を示し、保険料引き下げを行うべきです。多額の財政調整基金をため込んだまま、市民に高過ぎる保険料を賦課する予算には反対します。

一昨年公表した子供の生活実態調査は、こういうところにも生かすべきです。財政調整基金を市民優先に使い、保険料を引き下げ払いやすい保険料にし、那須塩原市の全ての世帯に保険証が届くようにすべきです。

議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 1番、益子丈弘議員。

〔1番 益子丈弘議員登壇〕

○1番（益子丈弘議員） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、那須塩原クラブ、益子丈弘です。

議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の国民健康保険特別会計は、前年度当初と比べ4億9,953万1,000円、率にして3.9%減少し、総額122億3,940万3,000円の予算を見込んでおります。

被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の増大、被保険者の減少に加え新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少などにより、本市の国民健康保険財政運営は厳しい状況にあります。しかし、財政調整基金を活用し、急激な負担とならないように配慮が見られます。

国民健康保険制度は、全ての国民が安心して加入する国民皆保険制度の基盤となるものであり、この制度を安定的に持続して運営していくことが、被保険者の健康を守る基本となります。

令和3年度予算については、令和元年度の決算及び令和2年度の医療給付状況、保険事業費納付金などを分析し、適切な保険運営を進めるための予算であると判断いたします。

さらには、今後も財源確保のため保険税収納率の向上や医療費の適正化に努めるなど適正な運営をお願いし、令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成する討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第11号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

議案第11号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。表決漏れはございませんか。

[発言する人なし]

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

19番、高久好一議員。

[19番 高久好一議員登壇]

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

議案第13号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論を行います。

令和3年度の予算は、第8期那須塩原市介護保険事業計画の初年度として、計画の着実な実現のための予算として、要介護認定者数を4,682人の2年度比8.8%減とし、歳入歳出の予算額は2年度比0.3%減の91億2,662万3,000円としました。

市長の市政方針では、高齢者福祉の文字は消えて、障害者福祉を充実させるための生きがいサロンや在宅医療、介護関連推進事業、市民の健康寿命延伸のための健康事業や健康ポイント事業などライフステージに応じた切れ目のない事業を引き続き実施していくと書かれています。

介護保険の国庫負担が国保の半分の25%から始まったという構造的欠陥が、健康弱者の生活と健康を守る介護保障制度となれない現状を根本的に変えていくため、地方から国へ介護保険の抜本的見直しを求めていくことが今、強く求められてい

ます。

反対する第1の理由は、深刻な入所待機者が増え続け、サービスが提供されていない問題です。2款保険給付費は、84億1,278万9,000円と前年より2,271万4,000円減額され計上されています。国の介護費用の削減と利用を抑制する政策が、介護認定者を苦しめています。

国が介護施設入所資格を突然、要介護認定3以上に限定した後も、本市では入所待機者が昨年の198人から36人増え234人、18.2%増となりました。多くの入所待機者は在宅療養を強いられ、入所の日を待たざるを得ません。人数が合わないのは、その間に亡くなられた方や、仕方なく広域外に引っ越したということです。

保険料をきちんと払って入所が認定されながら、施設整備が不足し入所することができず生涯を閉じなければならない事態は決して許されません。国と市は、保険加入者が安心して介護保険を利用できるように早急に施設を整備するべきです。入所を希望する認定者に在宅療養を強いる介護保険には、介護予算には反対します。

市が一般質問で示した入所待機者対策は、今ある施設を空きベッドや、施設や空きベッドを効率よく使って当面の入所待機者数を減らすことには有効であっても、根本的な入所待機者の解消には向かうものではなく、今後さらに入所待機者が増えるのではと危惧しています。保険加入者に約束しているサービス提供を計画的な施設整備で行い、財政調整基金を活用した入所待機者解消を目指すための対策を強く求めます。

民間頼みの介護行政は、根本から行き詰っています。菅自公政権が進めようとしている要介護2以下の加入者を保険給付から外し総合事業へ移すという国の分母切りの後出し政策は、介護保険の父と言われる最後の老人保健局長でさえ、介護保

険は国家的詐欺と言われても弁解できないと述べています。

本市の介護認定者の68%以上を占める要介護2以下の加入者は、令和2年12月末日で3,018人です。全国では、コロナによる利用抑制と重なり、採算が取れないとして介護事業から撤退、廃業する事業者が相次いでいます。市は、介護保険自体の根本的見直しを国に要請する必要があります。

5款基金積立金に、介護保険財政調整基金の利子を積み立てる8万8,000円の計上があります。

今回の予算で評価できるのは、11億9,030万ある財政調整基金から2億3,900万を取り崩し、介護第8期計画の保険料に充当し、保険料を現行の月額5,400円に据え置いたことです。

もう一つは、本市が行っている総合事業も担い手の確保が課題とされている中、不足する介護人材を市民に働きかけ、介護に関する基礎、基本入門講座を開き、参加者20人の中から6人の介護職を希望する人材を発掘を行ったことを評価したいと思います。

財政調整基金は、それでも9億6,030万円残ります。

反対する第2の理由は、市は保険料の滞納者に給付制限を行っています。令和3年3月1日現在、10の方がペナルティーを受けています。1割負担の利用料を3倍等を支払わなければ利用できないペナルティーをかけられています。さらに、このペナルティーには、高額療養を使えなくする仕組みがあり、追い打ちをかけています。健康弱者の命と健康を守るための制度で、無慈悲なペナルティーは人道上からも許されません。直ちに停止して、支払いや使えるようにするための相談と対策を強めるべきです。

健康弱者に利用抑制とペナルティーを強いる予算には、反対します。高齢者や健康弱者が安心して

暮らし続ける社会でなくては、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりにはつながりません。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、要支援者、要介護者の健康と暮らしを守り、那須塩原市が憲法の言う自治体として住民の福祉の向上を図るという市本来の仕事が遂行できるよう強く求めます。

議案第13号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 3番、中里康寛議員。

〔3番 中里康寛議員登壇〕

○3番（中里康寛議員） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、中里康寛です。

議案第13号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成12年度に介護保険制度がスタートし、20年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え570万人に達し、それに伴い介護サービス事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

我が国では、総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化が進展していくとされております。

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口、現役世代人口が急減する令和22年を見据えて、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところであります。

本市においても、平成23年まで増加傾向にあった人口は、その後、減少局面を迎えております。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、総人口に占める割合は令和2年は27.5%でしたが、令和7年には29.7%になるものと予測されており、とりわけ令和2年では後期高齢者は1万4,845人が前期高齢者の1万7,386人を下回っておりますが、令和7年には後期高齢者が1万8,383人と前期高齢者1万5,796人を上回るようになります。

さらに、その先のいわゆる団塊ジュニア世代全員が65歳以上となる令和22年には、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれております。

また、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれ、本市の高齢化状況は厳しさを増すことが予測されます。

本市の介護老人福祉施設入所待機者は、令和2年5月1日時点で234人おりましたが、この要因については、まず新型コロナウイルス感染症の影響や介護職員が不足していることにより受入れができない事業所が3施設あったことによるもので、この状況が解消されれば約40床分が確保できるため、入所待機者は今後200人を割る見込みであります。

今、全国的に言われている特養施設の課題は、施設不足より介護職不足であると言われております。本市の具体的な事例を申し上げますと、2年前に新設した、新設でオープンした102床ある特養施設では、介護職不足により高齢者を受け入れられたのは82床で、20床の受入れができないという事例がありました。

また、高齢者が共同で暮らすいわゆるグループホーム施設では、定員が18人のところ、介護職不足により半分の9人に抑えて運営しているという事例がありました。

施設の新設について、本市では昨年度、法人にアンケート調査を行ったところ、意見の中には、現在、介護職を探すのが大変なのに新たに施設を造って介護職を探すのは大変なんだという意見があり、施設の新設に当たっては介護職不足が課題となっているのが現状であります。

このような現状を踏まえ、本市の介護サービスの充実には介護人材の確保は大変重要であるとの認識から、第8期後期高齢者福祉計画には介護人材確保、育成について明記されています。

その内容は、介護人材確保を目的とした介護に関する入門的研修事業の開催、福祉人材研修センターなどの関係機関との介護人材確保連携、介護人材育成や離職防止について検討する部会の設置、介護職の魅力周知のための啓発事業などを行うとされており、必要とされるサービスの提供が可能となるように事業を展開する予定であります。

さらに、その他の事業として、地域住民助け合い事業、介護支援ボランティアポイント事業、地域づくり型介護予防サポーター養成事業、そして新規事業として基幹型地域包括支援センターの設置が計画されております。

そして、医療と介護については、在宅医療・介護連携推進事業において、平成30年度に開設した那須地区在宅医療・介護連携支援センターでは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者がますます増加していくことが見込まれている中、医療と介護についてはそれぞれを支える保険制度が異なることなどから、多職種間の相互理解や情報共有が十分でないなど連携に関する課題解決に取り組んでおり、地域包括ケアシステム構築のために引き続き様々な施策の深化が図られることにより、地域包括ケアシステムの構築が着実に推進されるものと考えます。

また、第8期高齢者福祉計画での施設整備計画

には、既存施設からの増床や転換を踏まえた内容が明記されており、実現されれば既存施設の空床を利用することで、整備期間や建設費の削減、また現在、雇用されている介護職での人員基準もおおむね満たせることから新規採用の必要もなく、施設整備への早期対応が可能となります。

このような既存施設の有効活用等を行うことで、施設不足の解消を図る工夫がされていると考えます。

また、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれる中で、介護保険事業給付額は令和3年度は75億3,605万円、令和4年度は78億3,914万円、令和5年度は80億7,133万円と毎年約3%程度増加し、今後もその給付額は増加することが見込まれております。

このように、本市の高齢者福祉の財政負担は厳しさを増すことが予測されておりますが、介護保険料の負担を可能な限り減らすため、財政調整基金を計画的に活用し保険料上昇の抑制を図るものとしており、それらを含めた取組にも期待するものであります。

以上のことから、今後、介護保険施設等の動向、また給付費の推移について慎重に分析を行い、本市にとっての適切な基盤整備や保険料率、基金運用等を図り、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築が引き続き図られることから、令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算に対し賛成いたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第13号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

議案第13号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号及び議案第14号から議案第18号までの当初予算案件6件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの6件について、予算常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第12号及び議案第14号から議案第18号までの特別会計及び企業会計当初予算案件6件について、予算常任委員長報告のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び議案第14号から議案第18号までの6件については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第4、議案第43号 那須塩原市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（渡邊和明） 議案第43号 那須塩原市国民健康保険税条例等の一部改正について、提案の御説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法に規定されておりました新型コロナウイルス感染症の定義が削除されましたことから、この規定を引用していた4件の条例につきまして一括して改正を行うものであります。

関係いたします条例は、那須塩原市国民健康保険税条例、那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例、那須塩原市国民健康保険条例、那須塩原市介護保険条例の4件でありまして、それぞれの条例中に新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものであります。

御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 那須塩原市国民健康保険税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第5、議案第42号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第42号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）について、提案の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の第3次補正予算に伴う対応及び新型コロナウイルス感染症のさらなる対策に必要な経費等について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ3億1,792万3,000円を追加し、令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を664億5万6,000円とするものであります。

また、これらの歳入歳出予算補正のほか、18件の繰越明許費補正及び1件の債務負担行為補正を

行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第6、議案第44号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（渡邊和明） 議案第44号 契約の締結に

ついて、提案の御説明を申し上げます。

本案は、いちご一会とちぎ国体馬術競技会場整備工事の契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

工事の内容は、馬術競技の会場となる地方競馬教養センターにおいて、障害馬術競技場及び練習場、馬場馬術競技場及び練習場、共通練習場、教養センター代替馬場などを整備するものであります。

契約の相手方は、条件付一般競争入札で落札いたしました谷黒・生駒特定建設工事共同企業体であります。

以上、御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第7号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第7、発議第7号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第7号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について議案の説明させていただきます。

まず、第2条、会議の欠席の届出の第1項中、「事故」を新旧対照表のとおり具体的事由の記載に改め、第2項中「出産のための欠席」については具体的期間を定め、新旧対照表のとおりと改めます。

次に、第13条、出席催告の中の「議場」を「議事堂」に改め、第91条、委員会欠席の届出の第1項中の「事故」を第2条同様、記載のとおり改めます。

次に、第131条、起立による表決の見出しを「起立等」及び条例文に「挙手」を加え、記載のとおり改めます。

次に、第139条、請願の記載事項等の条文を記載のとおり改め、第2項に請願者が法人の場合を追加し、これまでの第2項から第4項をそれぞれ第3項から第5項に改めます。

次に、第166条関係、別表の会派代表者会議招集権者の欄に、選挙後議長が決まるまでの間は事務局長とすることを加え、さらに広聴広報委員会を記載のとおり規定するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。
質疑を許します。

23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 今の第13条中の「議場」を「議事堂」に改めるということがありますけれども、一般的にほかではこういう例がどのくらいあるのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（吉成伸一議員） 例があるかないかによろしいですか。

○23番（金子哲也議員） はい。

○議長（吉成伸一議員） それでは、答弁を求めます。

11番、相馬剛議員。

○011番（相馬 剛議員） 一般的な例については調査はしておりませんが、出席催告の中で議場となっておりませんが、実際には例えば出席のブザーが鳴って、この4階の議事堂全体に改めるのほう为正解だろうということでございます。ここに、議場にいる方に催告をするわけではなく、ここ全体にいる方に出席の催告をすると、そういうことでもございましたので、「議場」を「議事堂」に改めと、そういう文言に変更させていただく次第でございます。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 議事堂という呼び方とか、それがあまり聞き慣れないので、国会なんかでは議事堂と言うかもしれないけれども、地方議会で議事堂なんていうことはあまり聞いたことないので、それが果たしていいのかどうかとちょっと今、疑問に思ったんですけれども、それはどういうふうに考えますか。

○議長（吉成伸一議員） 答弁を求めます。

11番、相馬剛議員。

○011番（相馬 剛議員） 一般的に全国市議会議

長会のこういった場合の記載の奨励が議事堂というふうになっているために、このように変更したいということでございます。

以上です。

○議長（吉成伸一議員） そのほかにごありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） それでは、そのほか質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号 那須塩原市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第8号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第8、発議第8号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第8号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について議案の説明を行います。

第28条、記録の第1項中の「署名」の次に「又は押印」を加え、新旧対照表のとおり改めるものでございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第9、発議第9号 那須塩原市議会取組実行計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第9号 那須塩原市議会取組実行計画について提案理由の説明をさせていただきます。

資料は、令和3年度那須塩原市議会取組実行計画を御覧ください。

本市議会は、議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づき、市民の負託に応える議会の実現に向け、議会の見える化、開かれた議会、議会改革の活動を通じて市民意見の市政への反映に取り組んでおります。

そこで、今年度実施した令和元年度の議会活動事務事業評価において、議会基本条例の検証から議会マネジメントサイクルにより、具体的な活動内容と目標、取組によってもたらされる市民への効果を明らかにし、活動の羅針盤として令和3年度取組実行計画を策定するものでございます。

計画期間は、令和3年4月から令和4年3月まで、取組内容をアウトプット、市民にもたらす効果及び成果をアウトカムとし目標値を設定いたしました。資料のとおり、取組ナンバー1から17までの項目を実施することにより、さらなる議会改革と市民意見の反映に取り組むための計画としております。

本計画については、地方自治法第109条第7項及び那須塩原市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであり、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。
質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第9号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号 那須塩原市議会取組実行計画については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第10、発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長、10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について説明を申し上げます。

今定例会において総務企画常任委員会に付託された陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情は、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。これを受け、地方自治法第99条に基づく意見書を国の関係行政庁に提出するため、本会議において議案として提出するものです。

提出する意見書については、配付のとおりです。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解の上、御賛同くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、

質疑を終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、

討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を

終結いたします。

これより採決いたします。

発議第10号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の活動報告について

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第11、常任委員会の活動報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員会長が代表して登壇の上、報告願います。

総務企画常任委員長、10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 常任委員会の活動について報告をいたします。

総務企画、福祉教育、建設経済各常任委員会は、それぞれの所管する事務に関してこの2年間、政策の提言立案に向け所管事務の課題、問題点についてテーマを設定し、調査研究を行ってまいりました。

総務企画常任委員会は、自治会・コミュニティーの在り方、防災・減災の取組等、福祉教育常任委員会は、不登校対策、子供の貧困対策、建設経済常任委員会は魅力ある農観商工への挑戦をテーマに調査研究を行い、今年度2月には調査研究の集大成として市長へ提言書を提出したところです。

活動内容については、お手元に配付のとおりでございますので、御確認ください。

以上で常任委員会の活動報告といたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で、常任委員会の活動報告を終わります。

—————◇—————

◎特別委員会の活動報告について

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第12、特別委員会の活動報告についてを議題といたします。

各委員長は登壇の上、報告願います。

初めに、放射能対策検討特別委員長、9番、星宏子議員。

—————◇—————

〔放射能対策検討特別委員長 星 宏子議員登壇〕

○放射能対策検討特別委員長（星 宏子議員） 放射能対策検討特別委員会の活動報告をいたします。

本委員会は、平成29年6月に設置し、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題について活動を行ってまいりました。

特別委員会の活動としては、指定廃棄物の保管状況を執行部から説明を受けながら確認したほか、国際医療福祉大学クリニックの鈴木元医院長と福島県立医科大学主任教授の坪倉正治氏を講師に放射線の健康被害をテーマに講演会を行いました。

令和元年11月には、放射能対策検討特別委員会中間レポートを作成し、特別委員会の活動の経過と東京電力福島第一原子力発電所事故から現在に至るまでの本市における放射線量の状況、除染の実施状況及び今後の課題について報告を行いました。

また、指定廃棄物の問題については解決したわけではありません。特に、農業系指定廃棄物の処分問題については、昨年6月に栃木県における指定廃棄物の保管農家負担軽減策に関する市町長会議が開催されるなど、新たな動きも出ています。

指定廃棄物の問題について、今後、国や県等で新たな動きがあった場合、執行部と議会が情報を共有し、この問題に対応することを望みます。

以上、放射能対策検討特別委員会の活動報告とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 次に、庁舎建設検討特別委員長、26番、中村芳隆議員。

〔庁舎建設検討特別委員長 中村芳隆議員登壇〕

○庁舎建設検討特別委員長（中村芳隆議員） 庁舎建設検討特別委員会の活動について報告をいたします。

庁舎建設検討特別委員会は、議会として新庁舎

建設の在り方等の意見を執行部に提言し、議会自身も新庁舎の調査、検討、検証を行うべく、平成30年に設置されました。

市民が集い、憩いの場として親しみやすく利用しやすい新庁舎を様々な角度から検討し、先進地の視察を実施するなど研究を行いました。

また、平成30年7月には、新庁舎に係る議会フロアに関する要望書、平成30年12月には新庁舎建設基本計画への提言書を市長に提出するなど、積極的な活動を行ってまいりました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

以上で、庁舎建設検討特別委員会の報告といたします。

○議長（吉成伸一議員） 次に、広聴広報特別委員長、8番、齊藤誠之議員。

〔広聴広報特別委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○広聴広報特別委員長（齊藤誠之議員） それでは、広聴広報特別委員会の活動について御報告をさせていただきます。

本特別委員会は、令和元年5月15日に設置され、広聴広報に関することについて調査研究を行うため活動を行ってまいりました。

広聴に関する分野について取り組んだ主な事項は、議会報告会及び意見交換会、議会モニター制度、市民アンケートの3つです。

まず、議会報告会及び意見交換会は、従来の手法を引き継ぎながらも、コロナ禍ではユーチューブや市議会ホームページを活用しながら実施いたしました。また、かねてからの課題であった若年層からの意見聴取の解決に向けた取組として、令和2年2月に市内の高等学校4校で初めて開催をさせていただきました。

次に、議会モニター制度は、市民に分かりやすく開かれた議会の実現に向け、令和元年度に制度

設計を行い、令和2年度の9月議会から運用を開始いたしました。モニターから様々な意見をいただき、そのうち幾つかは実際に議会運営に反映させることができました。

3つ目の市民アンケートにつきましては、令和元年度、令和2年度にそれぞれ1回ずつ実施いたしました。市民の議会に対する関心度などを調査するために実施したもので、合計で約1,300件の回答を集めることができました。

続いて、広報に関する分野について取り組んだ主な事項は、議会だより、市議会フェイスブック、出前講座の3つです。

1つ目の議会だよりは、オンラインでの取材や通年議会の導入についての臨時号を発行するなど、時流に沿った内容で発行できるよう尽力してきました。

2つ目の市議会フェイスブックは、新たな情報発信媒体として導入を決定し、令和2年の8月に運用を開始いたしました。写真や動画を活用しながらホームページや議会だよりでは掲載し切れない情報を掲載してきました。

最後に、出前講座は、中学生を対象とし、市議会への興味関心を喚起することを目的に企画したもので、令和2年11月に東那須野中学校、箒根中学校で実施することができました。

以上のように、この2年間、様々な取組を行ってきました。これまでの委員会活動が市民へと伝わり、議会をより身近に感じていただき、市民の皆様への関心度が上がっていくことを委員会一同強く願ひまして、広聴広報特別委員会の活動報告とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 次に、議会活性化特別委員長、7番、森本彰伸議員。

〔議会活性化特別委員長 森本彰伸議員登壇〕

○議会活性化特別委員長（森本彰伸議員） 議会活

性化特別委員会の活動について報告をさせていただきます。

本特別委員会は、令和元年5月15日に設置され、会期の在り方及び政策形成サイクルに関することについて調査研究を行うため、活動を行ってまいりました。

会期の在り方については、通年議会を導入するに当たり、議会の機能を強化し機動性を高め、市民福祉向上のためより活性化した議会を目指すという観点で議論を進めてまいりました。

また、先行して通年議会、通年の会期制を導入している丹波篠山市議会、京都市会、大津市議会、そして厚木市議会を視察してまいりました。

執行部とも議論を重ね、導入に当たっては地方自治法第102条第2項、いわゆる先行自治体型を採用することを特別委員会で決定しました。

なお、通年議会に関わる関係例規の改正については、1月に開催した令和3年第1回那須塩原市議会臨時会において全会一致で可決したところで

す。政策形成サイクルについては、通年議会と並行して議論を重ねてまいりました。議会からの政策立案、提言方法を明確化するため、常任委員会や特別委員会からの政策立案以外に、政策研究会、政策調整会議、政策検討委員会といった会議での議論を経て政策を提案する政策形成サイクルを制度化しました。

この政策形成サイクルを活用し、今定例会の初日には那須塩原市食育推進条例を全会一致で可決したところです。

以上、議会活性化特別委員会の活動報告とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 以上で特別委員会の活動報告を終わります。

◇

◎市長挨拶

○議長（吉成伸一議員） 以上で、令和3年第2回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今定例会で、令和2年度補正予算案件、令和3年度当初予算案件、人事案件、条例制定及び一部改正など48件の案件について御審議いただき、御決定をいただきました。誠にありがとうございます。

言うまでもなく、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年でありました。議会の皆様からも様々な御配慮、感染対策や、また議会運営委員会のオンライン化、議員全員協議会のオンライン化といった全国に先駆けた取組も行われ、心から敬意を表したいと思います。

様々な施策で皆様と議論を行いました。入湯税の値上げの際は全国的に注目もされ、非常時だからこそ議会で皆様と審議をする、その重要性を改めて痛感した1年間でもありました。

いよいよ通年議会が導入をされます。コロナ禍でもますます議論が活発に行われ、将来の那須塩原市議会、那須塩原市の発展に資するのではないかと大変に期待をしております。

間もなく、市議会議員の皆さんの任期を迎えます。2年前、市長になり、皆さんにはたくさん助けていただいたり、御迷惑をおかけしたこともあります。

議院内閣制に慣れた私にとっては、二元代表制、

似て非なるものだなと非常に思いました。今でも、お叱りをいただくことはあります。議会を通じて、様々なことを学ばせていただきました。市の制度であつたり、地域のお声を、執行部だけでは見えないところから議会で指摘をいただく、大変勉強させていただいております。これからも御指導賜りたいと考えております。

議員の皆様は、これから様々な選択肢があると思います。4月に行われる市議会議員選挙に立候補を予定されている方や、引退される方々もいらっしゃると思います。大変恐縮ですし、本来はここで話す話ではないのかもしれませんが、私の気持ちを伝えたいので、私の個人的なエピソードを紹介したいと思います。

私は、学生時代、オーケストラに入っていました。海外に演奏しに行ったり、結構本気でやっていました。プロになった人もいます。演奏会の成功を、演奏会で成功してお客様に満足して帰っていただく、そういった一つの目的を100人以上の団員で成し遂げる、それは市政運営に少し似ているかもしれません。

卒団をした先輩が、こんなことを言っていました。今ここにいるメンバーでまたいつか演奏するのを楽しみにしていると。そんなことできるわけがないんです。皆さん散り散りになるわけですから。でも、20年近くたった今でもよく覚えています。今、そんな気持ちです。お世辞ではなくて、皆さんと、2年足らずの期間でありましたけれども、市政に携わらせていただいたことは、私は決して忘れません。仮に4月、同じ議員の皆さんと議会をすとしても、私は違う議会だと思っています。本当にお世話になりました。

また、議員だけではありません。定年する職員たち、中には私が生まれる前から市政に、市のために尽くしてくれた人もいます。本当にお疲れさ

までした。

議員の皆様、職員の皆さん、関係者全ての皆さんに、これからの御活躍と御多幸を祈念しまして、挨拶にしたいと思います。

吉成議長、私はこれから吉成議長の話をとくさん聞きたいと思っていますから、私の挨拶はここで終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉成伸一議員） 市長の挨拶が終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（吉成伸一議員） それでは、閉会に当たり、市長からエールをいただきましたので、私も少々、ほんのちょっとだけ長くなるかもしれませんが、御挨拶申し上げます。

去る2月26日から21日間にわたり開会されました令和3年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして御協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から提出されました様々な意見、要望がございます。十分今後、検討していただき、市政に反映していただければと思いますので、よろしくその点もお願いをいたします。

今議会は、言うまでもありませんけれども、新年度の予算を中心に行われた議会でございます。その中でも、市政運営方針が示されました。

この市政運営方針を見たときに、国連が2015年に発議をいたしました持続可能な開発目標、SDGs、これは17の項目、そしてゲートは169と幅広くゲートがあるわけです。今後、これらと各自治体というのがどれだけこのSDGsが反映され

るのかということを非常に前から注視をしておりました。そういった中で、今回の那須塩原市の当初予算はまさにSDGs、そこをポイントに組まれた予算であろうと、そのよう評価をしております。

とはいっても、やはり持続可能なまちづくりを実際に構築するためには、市民の協力なくして無理です。不可能です。ということは、市民に対してやはり行政の持っている情報を分かりやすく出すこと、そして市民ニーズをいかに捉えていくか、これが今後の市政運営には非常に大切な点じゃないかと思っておりますので、ぜひ期待をしておりますのでよろしくをお願いをしたいなど、そのように思います。

このコロナ禍、過去を見ますと本当に古代からこういった感染症というのはあるわけです。例えばチフスであったり、それからペストもそうです。それから、約100年前にはスペイン風邪が大流行しました。一説によると、全世界で4,000万人からの方がお亡くなりになったというデータもあるそうです。

今回のこの新型コロナウイルス感染症は、未曾有の大感染症であり、またパンデミックを引き起こしてしまいました。

そういった中で、これまでの様々な偉人とされる方々がいらっしゃるわけですが、そういった方々はこういうときどう対応したろうと、どういう気持ちで臨んだらろうということで、ちょっと自分なりに調べてみたんですが、その中で非常に心に残ったのが松下電器を創設されました松下幸之助氏、彼はこの逆境のことを次のように語っています。

タイトルは、困難こそ発展の好機というそうでもあります。悪い年というのは、我々に考えさせる年である。また、ふだんは考えなかったことを考

えることができる年である。非常に悪い年は、同時に心の改革が行われ、それが未来の発展の基礎になる。悪い年は必ずしも悲観する年ではない。むしろ、こういうときにこそすべてにおいて物事の考え方を改めて、今まで考えつかなかったものも考えつくことができる、このように述べています。まさに、このコロナ禍の今、適確な指針ではないかと、そのように私は思います。

困難を乗り越える、この強い意志、そして市民を守るという強い思い、これが今、市長であり我々議会には求められていると、そう感じます。

私は、これまでに首長、市長の方5人見てまいりました。それぞれ個性を持った方々でありました。例えば、機関車のように強引に引っ張っていくようなリーダーシップを発揮するタイプの方、それから石橋をたたいて渡ろうか、渡らないか、渡りますという本当に堅実な方、そして調整能力に優れた方、そういったタイプの方々と御一緒させていただきました。

今回、改めて首長、市長の資質というのは何なんだろうと少し考えてみたんですが、何点かここでちょっと御披露させていただきたいと思います。

まず、第1点は、決定能力じゃないかと思いません。意思決定を的確、そしてタイミングよく実施する能力。首長は、決定能力を担保するために、自らを常に大局的な立場に置いておいて、そしてここが大切だと思うんですけども、自分自身のマネジメント力、これが問われると思います。

2点目については、情報収集能力、これは言うまでもありませんけれども、様々な情報を偏りなく収集する能力です。

そして、3点目が表現能力、これ大事だと思います。人々の悩み、それから困難、例えば願望、そういったものをやっぱりつぶさに見抜いて、それを具体的に言葉であったり、それから表情であ

ったり、それから動作で表すことのできる能力、これは首長に必要だと思います。

それから、4点目、これは覚悟の問題になりますが、やはり結果責任を負うという覚悟が必要じゃないかと思えます。政治家は、結果責任を負う存在です。仮に実施した政策や事業が誤った場合、潔く結果責任を負う覚悟が求められます。

そして、最後、5点目として、職員を大切にすることだと思います。職員の方々の能力を遺憾なく発揮していただくためには、横柄な態度であったり、威張ってしまったたり、職員を呼び捨てにしてしまうようでは、職員の士気は私は上がらないと思うんです。常にやはり謙虚な姿勢で接することが大切だと思います。このことについては、私も体験から語っております。

ただいまの5点について、私の次男と渡辺美知太郎市長は同い年ですので、親からのアドバイスだと捉えていただければ幸いです。

さて、先ほど市長のほうからもお話がありましたけれども、今年度で退職をされる方が9名いらっしゃるからお伺いしております。この議場には、お二人の方がいらっしゃいます。

まずは、大木建設部長ですが、建設畑専門に本市の道路網の整備等々、本当に尽力いただいたと。多くの議員が大木部長にはお世話になったんじゃないかと、こそこそと行きながらお世話になったんじゃないかと、そんなふうに思います。本当にありがとうございました。

そして、石塚総務部長であります。議会事務局で我々議員は通算なんと9年間の長きにわたってお世話になりました。行政マンとしても最も長く在籍したのが、議会事務局であったのではないのでしょうか。特に、私はこの議長に就任した一昨年は、事務局長として支えていただきました。改めて感謝を申し上げます。大変にありがとう

ございました。

このたび退職される皆様、長きにわたり本市の発展と市民福祉の向上のために尽力をいただき、議員を代表いたしまして心から感謝と敬意を申し上げます。

また、皆様方は、この議会に対しても非常に誠実な対応を取っていただきました。重ねて感謝を申し上げます。

皆様方は、新たなステージで様々な活動をされることと思います。これからの人生が幸多きことを御祈念するとともに、今後も本市の発展のために御支援いただければ幸いです。退職者の皆様への送別の言葉といたします。

さて、那須塩原市議会は、ここ数年間にわたって議会の活性化、そして改革に取り組んでまいりました。平成24年には議会基本条例を制定いたしました。議会報告会、議員政治倫理条例の制定、そして取組実行計画の導入、また議会BCPの策定、そして先ほど森本委員長からもお話がございましたが、政策形成サイクルの構築、そして私が長年取り組んでまいりました、また念願でもあった通年議会が、少々遅くはなりましたが、今年5月には導入となります。

これまで行ってきた我々のこの議会改革は、全てが市政の発展、そして市民福祉の向上が目的であります。改革は議会としての手段であって、決して目的ではございません。このことを我々は今後も肝にしっかりと銘じて活動をしていかなければならないと、そのように思います。

議会活性化の一環として開催いたしました議員研修、これも幾多の議員研修を行ったわけですが、そこでも特に私が印象に残っているのは、1つはやはりマニフェスト選挙を提唱した北川先生のお話、そして平成29年だったと思いますが龍谷大学の准教授の土山先生のお話、土山先生はその

際に、いい質問、悪い質問についてというお題で講演をいただいたわけです。皆さん記憶にあると思うんですけども、その際にいい質問の3つのポイント、覚えていますか、3つのポイントの話をされておりました。

1つが、事実、実情を調査する。そして、2点目が、それに伴って分析、課題を掘り下げる。そして、3点目に今度は主張、自分の主張、そして提案を行う、この3点を上げていただきました。その後、私も極力この3点を頭に置きながら質問に取り組んだ経緯がございます。

改めまして、私は平成7年に旧黒磯市議会議員に初当選をさせていただき、今日まで26年間議員活動を行ってまいりました。今期で勇退をいたします。これまで議員として様々な場面に直面をいたしました。平成10年の那須大水害、そしてブリヂストンの大火災、そして当然東日本大震災、また今日のコロナ、そして大変悲惨な事件もございました。

それらを通して、市民に求められる議員像とはどういうものなのかを私、今回ちょっと改めて考えてみました。大きく3点に絞ってみました。

1点は、どれだけ相手の立場に寄り添うことができるかということだと思います。その裏には、市民の方々は様々な生活を送っているわけです。中には大変苦勞されている方々もいらっしゃいます。それぞれの立場になって物事を我々は考えなければいけません。これは非常に重要なことだと思います。

それから、2点目は、聞き上手なスペシャリストであれということです。相手の話をじっくり聞いてあげること、それだけで相手の心を癒やすことができます。そのためには、もう一つ忍耐力はもちろん必要だと思います。

そして、3点目は、やはり現場第一主義であれ

ということです。机上と現場では大きな差がございます。現場に行って初めて気づくことがたくさんありますので、この今、申し上げましたけれども3点については、今後議員を続けられる皆様におかれましては、少しでも参考になればと思う気持ちで申し上げました。

また、この2年間、議長として皆様方に支えていただいて、何とかこの議長の責務を今、全うしようとしております。改めまして、皆様方の御協力、御支援に対しまして心より感謝を申し上げます。大変にありがとうございました。

さて、4月には改選を迎えるわけでありまして。これからも議員を続けられる決意の皆さんの御健闘を心よりお祈り申し上げます。

また、当選の暁には、これまで以上に安心安全のまち那須塩原市構築のためになお一層の御尽力をお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして、本定例会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分

上記会議録を証するため下記署名する。

令和3年3月18日

議 長 吉 成 伸 一

署 名 議 員 松 田 寛 人

署 名 議 員 櫻 田 貴 久